

介護保険における個人番号記入欄のある申請書について

介護保険関係申請書類に個人番号（マイナンバー）の記入欄のある様式は、原則、個人番号の記入が必要になり、窓口に来られた方の本人確認も行うこととなります。成りすまし等の不正を防止するためにもご協力をお願いします。

個人番号の記入が必要となる主な申請書、届出書は次のとおりです。

- ・要介護認定・要支援認定申請書
- ・被保険者証等再交付申請書
- ・資格喪失届
- ・負担限度額認定申請書
- ・居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
- ・居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- ・高額介護（予防）サービス費支給申請書
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）・介護予防サービス計画作成依頼（変更）・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ・住所地特例(適用・変更・終了)届

1. 本人が申請する場合

(1) 個人番号が確認できるもの

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票（写し可）又は住民票記載事項証明書（写し可）など

※個人番号が分からない又はご本人が認知症などで意思表示能力が著しく低下しており、個人番号の記載が難しい場合は、その他の記載内容に不備がなければ申請は受理しますので、申請書の個人番号欄は未記載のまま提出してください。

(2) 本人の身元確認ができるもの

次のいずれかの書類

1種類（顔写真付きのもの）	官公署から発行・発給された書類で顔写真、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
2種類（顔写真無し）	介護保険被保険者証、健康保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳など

※郵送される場合は、（1）（2）の書類の写しを同封してください。

2. 代理人が申請する場合

(1) 代理権が確認できるもの

- ・成年後見人等法定代理人の場合は、登記事項証明書その他資格を証明する書類
- ・任意代理人の場合は、委任状
- ・これらが困難な場合は、本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証など官公署から本人に対して発行した書類

(2) 代理人の身元確認ができるもの

次のいずれかの書類

1種類（顔写真付きのもの）	官公署から発行・発給された書類で顔写真、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの 介護支援専門員証、個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
2種類（顔写真無し）	介護保険被保険者証、健康保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、年金手帳など

(3) 本人の個人番号が確認できるもの

本人の個人番号カード又は通知カード、本人の個人番号が記載された住民票（写し可）又は住民票記載事項証明書（写し可）など

※個人番号が分からない又はご本人が認知症などで意思表示能力が著しく低下しており、個人番号の記載が難しい場合は、その他の記載内容に不備がなければ申請は受理しますので、申請書の個人番号欄は未記載のまま提出してください。

※郵送される場合は、（1）（2）（3）の書類の写しを同封してください。

3. 介護事業所、介護施設が申請代行する場合

個人番号が記載された申請書等を代行して行う場合は、申請書等を封筒等に入れて提出してください。

注意：個人番号の記載された書類の取り扱いについて

介護事業所、介護施設等が、個人番号の記載された申請書等をコピーして保管される場合は、個人番号の記載箇所を黒塗り等して個人番号を削除してください。